

Title	実体の存在証明と「不可能」なもの
Author(s)	中野, 彰則
Citation	メタフュシカ. 39 P. 37-P. 46
Issue Date	2008-12-25
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/4016
DOI	10.18910/4016
rights	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

実体の存在証明と「不可能」なもの¹

中野彰則

はじめに

スピノザは「自己原因」概念を『エチカ』の第1部冒頭において定義した後、次いで定理7における実体の存在証明で用いる。そこでは「実体は他のものから産出されることができないから自己原因だ」という言い方がなされる。しかし定理7の証明は、実際難解である。スピノザその人は、続く定理8の備考において「もし人々が実体の本性に注意するならば、定理7の真理について決して疑わないであろう」と述べている。その意味をどのように考えればよいのだろうか。本論では、「実体は他のものから産出されることができない」という事態が示すものについて検討することを通して、定理7の証明をどう解釈すべきかの手がかりを得たい。

1

問題の定理7は「実体の本性には存在することが属する」というものであるが、その証明を検討する前に、定理7に至るまでの論証の過程を確認しておこう。まず、実体は定義上「それ自身のうちに在りかつそれ自身によって考えられるもの」(E1d3)であって、おのおの実体はそれ自身によって独立して考えられなければならない、「異なった属性を有する二つの実体は相互に共通点を有しない」(E1p2)。また相互に共通点を持たない以上、相互に他から認識されることはできず、「その一が他の原因たることができない」(E1p3)。したがって「一の実体は他の実体から産出されることができない」(E1p6)。さらに定理6の系では、実体は他の実体のみならずいかなる他の事物からも産出されないということが徹底される。自然のうちには実体とその変状しかありえず、「実体は本性上その変状に先立つ」(E1p1)のであるから、実体は他の実体だけでなく、他のいかなる事物からも産出されることができない。ゆえに「実体は絶対に他のものから産出されることはできない」(E1p6c)。スピノザは『エチカ』の別の箇所において、「私はいか

¹ スピノザのテキストはゲブハルト版スピノザ全集 (*Spinoza Opera, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften* hrsg. von Carl Gebhardt, Heidelberg, Carl Winters Universitätsbuchhandlung, 1925) に拠り、慣例に従って典拠を示した。引用は基本的に岩波文庫版畠中尚志訳に負っているが、適宜改変した。

なる実体も他のものから産出ないし創造されえないことを、少なくとも自分の判断では、十分明瞭に証明した」と断言する²。定理7はここまでの論証をふまえて次のように証明される。

実体は他のものから産出されることができない（前定理の系により）。ゆえにそれは自己原因である。すなわち（定義1により）その本質は必然的に存在を含む。あるいはその本性には存在することが属する。（E1p7d）

実体はいかなる事物からも産出されえない、つまりそれはいかなる他の事物もその存在の原因としないのであるから、実体とは自己の力によって自分自身で存在するもの、すなわち「自己原因」でなければならない。そのような「自己原因」とは、『エチカ』冒頭において挙げられていた定義により「その本質が存在を含むもの、あるいはその本性が存在を含むもの」としか考えられないもの（E1d1）である。したがって「実体の本性には存在することが属する」、以上証明終わり。

しかし、ここで疑問が生じるだろう。実体は他のものから産出されることができず、「ゆえに itaque」実体は自己原因であるというように、「他のものから産出されることができない」と「自己原因」であることを直接的に結び付けて、スピノザは議論を進めているわけだが、「他のものから産出されることができない」からといって、自己原因の定義がどうして適用できるのか。「他のものから産出されることができない」ことは、「その本質が必然的に存在を含む」と内容的に同じなのだろうか。実際ここで、第1部冒頭の自己原因の定義は、証明の前半で主張されている「実体は自己原因である」ということを少しも正当化しない。実体は自己原因であってそれゆえ「その本質が存在を含む」、ということの論拠として用いられるのみである³。しかし、実体が「他のものから産出されることができない」として、実体が単に存在しないという事態も当然想定しうる。したがってこの証明がもし成立しているのだとするならば、そうした想定が排除されている、つまり証明の前提として実体が存在するという条件が確保されていなければならなくなってしまう。「他のものから産出されることができない」ならば自己原因だ、と言えることができるための構造はどうなっているのだろうか。

2

周知のように、定理7の証明はデカルトによって定式化され、スピノザによって『デカルトの哲学原理』そして『エチカ』に引き継がれる、以下のような公理を前提において考えられている⁴。すなわち「存在するということは積極的なあるものであるから、我々は、それが無を原因とするとはいい得ない。故に我々は、なぜあるものが存在するかについて、何らかの積極的原因、あるいは理由を挙げなければならぬ」。さらにスピノザは「それがなぜ存在するかという原因を

² E1p15s.

³ 田島正樹『スピノザという暗号』（青弓社、2001年）、116ページ。

⁴ Martial Gueroult, *Spinoza I: Dieu (Ethique, I)*, Aubier, 1968, p.123.

求め得ないような事物は一つとして存在しない」と端的に整理し直している⁵。そこでスピノザが参照を指示する、デカルトのいわゆる『反論と答弁』、その「第二答弁」の公理一の前半は、次のようなものである⁶。

そのものが存在するための原因は一体いかなるものであるかが、それについて問われえないようないかなる事物も存在することはない。すなわちこのことは神そのものについても問われることができるわけなのである。

このように、デカルトは〔そしてまたデカルトを踏襲しているスピノザも〕あらゆるものについて、それが存在するための原因を問うことができるとする。さらにその公理は『エチカ』においても踏襲され、「存在するおのおのものには、それが存在するある一定の原因が必然的に存することに注意しなければならぬ」と述べられる⁷。この公理は公理である以上、その適用を免れる事物は一つとして存在しない。それは当然実体についても適用されなければならない。それゆえ、もし定理7の証明が実体の存在を前提としているものなのであれば、それが存在するための原因が考えられなければならないが、すでに見たように実体はいかなる他の事物もその存在の原因とすることはできないのだから、実体は「自己原因」だということになる。

しかし、話はそう単純ではない。スピノザはさらに徹底する。第1部定理11の第二証明においては、事物の存在の原因に関して、考えられうる限りのすべてのケースが記述されている。「それがなぜ存在するかという原因を求め得ないような事物は一つとして存在しない」という先の公理に対して修正を加えることによってそれは行われる。第二証明の冒頭では「すべてものについてはなぜそれが存在するか、あるいはなぜそれが存在しないのかの原因ないし理由が指示されなくてはならぬ」と述べられ、あらゆる事物について、存在するなら「なぜそれが存在するか」だけでなく、存在しないのなら「なぜそれが存在しないのか」の原因についても問われなければならないということが示される。存在するために何らかの原因があるというだけでは十分ではなく、たとえ存在しない場合であっても何らかの原因がなければならない、というのである⁸。

さらに、スピノザは次のように続ける。そうした原因は「ものの本性のうちに含まれているかそれともそのものの外部にあるかそのどちらかでなければならぬ」。すなわち、それを存在させるあるいは存在させない原因は、その事物のうちに含まれているかその事物のそとにあるか、ということになっている。整理しておこう。

⁵ PPC1Ax11.

⁶ *Œuvres de Descartes*, publiées par Charles Adam & Paul Tannery, Vrin, 1996, *Meditationes de prima philosophia*, tome. VII, 164.

⁷ E1p8s2.

⁸ ただし、その修正そのものによって、スピノザは本質的にデカルトの公理と意見を異にするようになるというのではない。デカルト同様、スピノザもそれが存在するための原因を「神」についてさえ求めるということに変わりない。Cf. Jean-Luc Marion, "The Coherence of Spinoza's Definition of God in *Ethics* 1, Proposition 11" in Yirmiyahu Yovel, (ed.), *God and Nature: Spinoza's Metaphysics (Ethica I)*, E.J.Brill, 1991., p.64.

	【Xが存在する】 Xを存在させる原因がある	【Xが存在しない】 Xを存在させない原因がある
原因がXのうちにある	①	③
原因がXのそとにある	②	④

上記のように4つのケースが考えられる。

定理7の証明にこれらのケースを当てはめてみると次のようなことが言える。すでに見たように、定理7の証明に対する疑問としては、「他のものから産出されることができないならば自己原因である」と言えるのは、実体が存在することが前提とされているからではないか、というものであった。すなわち「実体が存在する＝実体を存在させる原因がある」ということになっている。したがって、①②③④のうち①②のみが取り出された上で、「他のいかなる事物からも産出されることができない」、つまり②の可能性は消去されることになり結果として①が残る、というような構造になっているように見える。このように、実体が「他のものから産出されることができない」として単に実体が存在しないこともありうるのではないかという事態についてここでは全く触れられておらず、③④に関してスピノザは留保しているように思えるのである。

ただし③④のうち、④については定理6までの論証をふまえて判断することは可能であろう。もし「他のものから産出されることができない」ということが「存在しない」という事態を示しているのであっても、スピノザが修正を加えた公理をふまえるならば、存在しないのであればそれを存在させない原因が必要になる。しかし定理7の証明の前提である「一の実体は他の実体の原因であることができない」(E1p6c)ということは、「存在させない」原因についても適用されなければならない。少なくとも実体の存在に関わる原因について、他の事物とは異なり、実体の場合は存在させない原因がその「そとにある」という可能性も消去されなければならないのである。したがって、残る③「Xを存在させない原因がXのうちにある」のケースについての検討が必要となる。

3

引き続き定理11の第二証明を見ていくことにする。そこでは先の4つそれぞれに該当する例が述べられている。

例えば、なぜ四角の円が存在しないかの理由は四角の円なるものの本性自身がこれを物語る。つまりそうしたものの本性が矛盾を含むからである。これに反して、なぜ実体が存在するかということは、やはり実体の本性のみから出てくる。すなわちその本性が存在を含むからである(定理7を見よ)。しかしなぜ円あるいは三角形が存在するかまたは存在しないかの理由は、円や三角形の本性からは出てこず、一般に物的自然の秩序から出てくる。

(E1p11d2)

ゲルーに倣うならば、これらはそれぞれ三つの様相に置き換えて考えることができる⁹。四角の円は「不可能 *impossibilitas*」、実体は「必然 *necessitas*」、円や三角形は「可能 *possibilitas*」である¹⁰。そして、それら三つの様相について、『エチカ』あるいは『知性改善論』では次のようにまとめられている。少し長くなるが該当箇所を引用しておく。

ある物が必然と呼ばれるのは、その物の本質に関してか、それとも原因に関してかである。何となれば、ある物の存在は、その物の本質ないし定義からか、それとも与えられた作出因から必然的に生起するからである。次に、ある物が不可能と呼ばれるのも、やはり同様の理由からである。すなわちその物の本質ないし定義が矛盾を含むか、それともそうした物を産出するように決定された何の外的原因も存在しないからである。これに反して、ある物が偶然と呼ばれるのは、我々の認識の欠陥に関連してのみであって、それ以外のいかなる理由によるものでもない。すなわち、その本質が矛盾を含むことを我々が知らないような物、あるいはその物が何の矛盾も含まないことを我々がよく知っていてもその原因の秩序が我々に分らないためにその物の本質について何ごとも確実に主張しえないような物、そうした物は我々に必然であるとも不可能であるとも思われないので、したがってそうした物を我々は偶然とか可能とか呼ぶのである。(E1p33s1)

私が不可能と呼ぶのは存在することがその本性に矛盾するもの、必然と名付けるのは存在しないことがその本性に矛盾するもの、可能というのはそのものの本性上存在するとしても存在しないとしても矛盾がなく、むしろその存在の必然性あるいは不可能性は、我々がその存在を虚構している間は我々に知られていないところの諸原因に依存するものである。

(TIE53)

スピノザの考える様相概念においては、あるものが「可能」ないし「偶然 *contingentia*」と呼ばれるのは¹¹、「我々の認識の欠陥に関連してのみであって、それ以外のいかなる理由によるものでもない」(E1p33s1)。これは非常に特異な考え方とも言えるだろう。例えば「円や三角形」について、その存在が可能的あるいは偶然的である、それは存在するかもしれないし存在しないかもしれないと考えられるのは、われわれがそれを必然的あるいは不可能にしている原因の秩序について無知であるからにすぎない。すべてのものは、必然的に存在するか不可能なものとして存在しないか、そのいずれでしかない。スピノザは次のように述べている。

⁹ Cf. Gueroult, *op.cit.*, p.187.

¹⁰ ただし、ここで言われている「円や三角形」は、「物体的自然の秩序から出てくる」と述べられているように、例証としてよく挙げられる幾何学的対象としての抽象的存在ではなく、具体的事物、例えば「円や三角形」の形状をした事物の存在を指す。

¹¹ 『エチカ』第4部定義3とこの定義4においては、「可能」と「偶然」が厳密な意味では区別されているが、ここでは特に区別をしなかった。

なぜ円あるいは三角形が存在するかまたはなぜ存在しないかの理由は、円や三角形の本性からは出てこず、一般に物的自然の秩序から出てくる。すなわち三角形が現に必然的に存在するか、それとも現に存在することが不可能であるかは、そうした秩序から出てこなければならぬのである。(E1p11d2)

これまでの議論に戻ろう。スピノザによれば、「不可能」なものは二つに区別できる。そしてその二つは先にわれわれが分類した③と④に対応する。まず、円や三角形といった（の形をした）事物の場合、それらの存在が「不可能」である、つまり存在しないというのは、「そうした物を産出するように決定された何の外的原因も存在しない」からであり、スピノザ自身の立てた「公理」に従って言い換えるならば、それらを存在させない原因がそとにある④のケースということになる。そして、ある事物の本性 *natura* / 本質 *essentia* / 定義 *definitio* が矛盾を含む、例を挙げると「四角の円」のような、そのものの存在自体が矛盾しているとしか考えられない「不可能」なものとは、③のケースになる。だとするならば、定理7の証明においては、少なくとも実体がこうした「不可能」なものではない、つまり実体には③は該当せず、③の可能性は消去できると考えられているのではないだろうか。すでに見たように、ある実体はその存在あるいは非存在に関して他の実体を原因に持つことはないのであるから②と④の可能性はすでに消去されている。そしてここで③の可能性が消去されることで、①②③④のうち①が残る、という構造を定理7の証明はとっているのではないか。

しかし、実体は③に該当するものではないと言えることの根拠はどこにあるのだろうか。定理11の第二証明では、実体が必然なのは「実体の本性は存在を含むから」と言われ、その論拠として定理7への参照が指示されていたが、今われわれが問題にしているのは、まさにその定理7の証明なのであった。ここで今一度スピノザが定理7について促していた注意を思い出そう。そこでは「もし人々が実体の本性に注意するならば、定理7の真理について決して疑わないであろう」と述べられていた。続けてスピノザは、そのように述べる理由について「なぜなら、そうした人々は実体をそれ自身のうちに在りかつそれ自身によって考えられるもの、すなわちその認識が他の物の認識を要しないもの、と解するであろうから」と説明する。ここでは、定理7について疑わない人々というのは、実体を「それ自身のうちに在りかつそれ自身によって考えられるもの、すなわちその認識が他の物の認識を要しないもの、と解する」、すなわち第1部定義3においてスピノザが規定したとおりに実体を考えているからだということである。スピノザによれば、実体についてのこうした定義を分かっているならば、実体の定義が「矛盾を含む」、つまり実体を「不可能」なものだとは考えないはずだということになる。しかし、なぜそのように言えるのか。それを理解するために、「定義」についてスピノザがどのように考えていたのかを最後に確認しておきたい。

4

スピノザの定義がよくわからないというシモン・ド・フリースへの返信として書かれ、「定義と公理の本性について」という表題が付された書簡において、スピノザは自らが考える定義について次のように説明する。

あなたたちがそういう疑問に捉われるのは定義の種類を区別しないからです。即ち、専らその本質が求められている物、その本質について不確かな点のある物、そうした物を説明するために役立つ定義と、それ自身が吟味されるためにのみ立てられる定義とを区別しないからです。(Ep9)

いわゆる実在的定義と名目的定義と呼ばれるものである¹²。スピノザによれば、実在的定義とは「知性の外にある通りの物を説明するもの」だが、名目的定義とは「我々によって考えられる通りの或いは考えられ得る通りの物を説明するもの」である。したがって、すでにわれわれに知られている事物（例えば「ソロモンの殿堂」）についての定義は、その事物についてきちんと説明されていなければならない、「真なものでなければならない」。一方われわれによって考えられる、あるいは考えられうる事物（例えば「自分の建てようとする、頭の中で設計された殿堂」）についての定義は、真なものである必要はなく「十分理解され得るものでさえあればよい」。それでは「十分理解され得るもの」とはどのようなものか。スピノザは次のような例を挙げている。ある人が「一定の空間を囲む二つの直線を図形と呼ぶ」と言ったとき、われわれが日常「直線」と解しているものを二本だけ用いて図形を作成することができるとは考えられず（あたかも「四角の円」のように）、これは理解しがたい「悪い定義」である。しかし、その人が実質は「曲線」であるものを単に「直線」という呼び名で呼んでいるだけである場合、すなわち「直線」という名が単に名目的なものに過ぎない場合は、それは何ら問題なく「よい定義」なのだとしてスピノザは述べる。ただその場合、「図形」という言葉の意味がそうした「直線（その実質は曲線）」によって囲まれた「()」のような形のみを指し、いわゆる「直線（その実質も直線）」から構成されている四角形のような形には今後適用できなくなる、というだけのことである。同様に、もし「各々の実体は唯一つの属性を有するのみである」としたら、それは単なる主張でしかなく証明が必要となる。しかし、「私は実体を唯一つの属性から成るものであると解する」というのは、それが他の人々にとって「十分理解され得るものでさえある」限りは「よい定義」でありうる。ただその後の議論において、多数の属性から成るものを実体とは呼ばなくなる、というだけのことである。

ジル・ドゥルーズは、『エチカ』第1部定義1から5までは名目的定義であると述べている¹³。つまり、定義3における「実体」という語は単なる名目上のものであって、それは別の呼ばれ方

¹² Cf. Gueroult, *op.cit.*, p.23-25.

¹³ Gilles Deleuze, *Spinoza et le problème de l'expression*, Minuit, 1968., p.65.

をしようとも構わないものである。すなわち、定義3が「よい定義」でありうるためには、その条件として「十分理解され得るもの」であることが求められる。たとえ名目的定義であっても出鱈目に規定してよいというものではない。少なくともスピノザは、「それ自身のうちに在りかつそれ自身によって考えられるもの、すなわちその認識が他の物の認識を要しないもの、と解する」と実体を定義したとしても、その定義はスピノザ以外の人々にとっても共有可能な「十分理解され得る」「よい定義」だと考えていたのではないのか。「一定の空間を囲む二つの直線（その実質も直線であるような）を図形と呼ぶ」、あるいは「四角の円」といったような、その意味内容そのものが明らかに矛盾しており、どうあってもわれわれには思考不可能なものに対して、実体についての定義は明確に区別されなければならない。それは決して「不可能」なものではないはずである。結局のところ、定理7の証明は、実体は他のものを原因とすることは否定されるのだから②④の可能性はなく、残る③についても定義の意味内容が他の人々にとって「十分に理解され得る」ものであり、また「矛盾を含む」ものだと考えられることがないならば、実体は「不可能」なものではありえず、③の可能性もまた消えるのだということなのではないだろうか。

むすび

「他のものから産出されることができないならば自己原因である」という定理7の証明の問題とは、その証明自体が「存在しない」という事態を留保することによって成立しているのではないかと考えられるということであった。実際、そこに至る論証の順序に従うだけでは、その証明を読み解くのは非常に困難である。しかし定理11の第二証明にあるスピノザの「公理」から遡って見ていくならば¹⁴、存在の原因に関する四つのケースのうち、実体が「存在しない=存在させない原因がある」場合の「原因がうちにある／原因がそとにある」という二つのケースの可能性を検討する必要がある。まず「原因がそとにある」という可能性は、それが実体であるがゆえに他のものを原因とはしないことから否定される。そして「原因がうちにある」という可能性は、スピノザの様相概念に照らして考えるならば、実体が「不可能」なものとは考えられないからとして否定されるのではないかということであった。ただしそれに先立っては、スピノザの様相概念と併せて「定義」の区別について理解しておく必要がある。それをふまえて、「存在しない」場合の二つのケース双方の可能性が否定されるのであれば、実体は「存在する」ことになり、「他のものから産出されることができない」のだから「自己原因」である。結局定理7の証明には、名目的定義の条件をふまえた上で、実体についての定義3が人々にとって「十分理解され得るもの」である以上「矛盾を含む」ものではなく、したがって実体は「不可能」なものではありえないのだという過程があることが見て取れる。スピノザが定理8の備考において促す「注

¹⁴ 読解上のこうした方法論については以下を参照。「…、『エチカ』を読解するさいには、後続する定理や備考から先行する定義や公理や定理の＜意味内容＞を＜逆照射＞するという方法論を必要に応じて用いなければならないと考える。ここで＜逆照射＞と言うのは、線形的な論理の順序に逆行する順序でテキストを眺める、ということの意味する」。松田克進「スピノザ形而上学理解のための方法論」『人間環境学研究』Vol.3, No.2（広島修道大学人間環境学会、2005年）、18ページ。

意」とは、彼自身が他の人々には理解できない特殊な議論を何ら持ち出しているわけではなく、第1部定義3を定義の条件に照らせば、定理7の証明は何ら疑いえないことの再確認を要求するものだ。

(なかのあきのり 現代思想文化学・博士後期課程単位取得退学)

Existence proof of substance and the impossible

Akinori NAKANO

In *Ethics* Part 1 proposition 7 that it pertains to the nature of a substance to exist, Spinoza says that a substance cannot be produced by anything else; therefore it will be the cause of itself. But it is possible that a substance doesn't exist. In proposition 11, Spinoza thinks about the four cases with cause of existence of thing: 1. the cause where X is made to exist is in X (that is, cause of itself) ; 2. the cause where X is made to exist is outside of X; 3. the cause where X is not made to exist is in X; 4. the cause where X is not made to exist is outside of X. The possibility of 2 and 4 is deleted, because substance cannot be the cause of the other. Therefore, the examination of 3 is required. According to Spinoza, there are only two modes: necessity and impossibility. 3 is classified in impossibility. For example, the one involving a contradiction like 'square circle' applies to it. But it is not thought that substance is the impossible. Because the definition of substance is a nominal definition, and the condition of the nominal definition only has to be 'one that can be understood enough'. Therefore, substance is not applicable to the impossible. The possibility of 2, 3 and 4 disappears, and only 1 remains. That is to say, a substance cannot be produced by anything else is the cause of itself.

〔キーワード〕

自己原因、実体、様相、不可能、定義